

草津市は産後のお母さんをサポートします！ (草津市産後ケア事業のご案内)

お母さんの産後の体調はいかがですか？ 赤ちゃんとの新しい生活のスタートでお困りのことはありませんか？

草津市では、妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援（草津市版ネウボラ）として、お母さんの産後の不安や負担の軽減、育児不安を解消し、地域で安心して子育てがスタートできるよう産後ケア事業（宿泊サービス・訪問サービス）を始めます。

対象となる人は、草津市に住民登録がある4か月未満の赤ちゃんとお母さんで家族等から十分な家事・育児の援助が受けられない①心身の不調があるまたは、②育児不安がある人です。
(治療のための入院が必要な場合は除きます)

例えば、こんなお母さん・・・

- 産後の体力が十分に回復していない
- 赤ちゃんの成長が心配
- 授乳で困っている
- 沐浴の方法に自信がない
- 何に困っているかわからないけれど、育児に不安がある



実施医療機関での
宿泊サービス



助産師による
訪問サービス



からだの サポート

- お母さんの
体調管理
- おっぱいの
相談など

こころの サポート

- 育児相談
- お母さんの
心の休養など

育児の サポート

- 赤ちゃんの
お世話の仕方
の相談など

お母さんや赤ちゃんの体調等にあわせてサービスを受けることができます。

- 利用日数は宿泊サービス、訪問サービスあわせて7日（回）までです。
- 治療のための入院とは異なりますので、育児や身の回りのことはできる限り自分で行っていただけます。

【相談から利用までの流れ】

本人・家族からの相談
(市健康増進課へご相談ください)

市からの訪問

利用の申請
(医療機関との調整は市が行います)

利用の決定

利用

【産後ケア事業について】

サービスの種類	宿泊サービス	訪問サービス
	医療機関に宿泊	助産師が訪問（草津市内）
サービス内容	(1) お母さんの健康面や生活面の相談、休養、リフレッシュ (2) 乳房に関する相談や指導 (3) 赤ちゃんの健康状態の観察・ケア (4) 授乳・沐浴・育児に関する助言・相談など	
実施医療機関	南草津野村病院 ハピネスバースクリニック 済生会滋賀県病院	南草津野村病院 清水産婦人科
利用料金	1泊2日（入室から24時間以内）につき 9,000円 医療機関によって入室時間が異なります	1回（90分程度の訪問）につき 2,100円
	市民税非課税世帯、生活保護世帯の方は利用料金の免除がありますので、利用申込時に免除申請書を提出してください。	
利用回数	宿泊サービス、訪問サービス併せて7日（回）以内	

【注意事項】

- * 利用開始3日前の正午以降にキャンセルされた場合には、キャンセル料（利用料）がかかります。
- * 医療機関の混み具合等により、ご希望の日程や時間に対応できない場合がありますので、ご了承ください。

<問い合わせ先>

草津市役所 健康増進課 保健推進グループ

住所 草津市草津3丁目13-30

電話 077-561-2331

FAX 077-561-2490

E-mail kenko@city.kusatsu.lg.jp